

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2007 春号

2007年 4月発行 第46号



### 小林幹雄弁護士が東京事務所常勤になりました。 田口健司弁護士が入所しました。

樹々の枝に新しい息吹が感じられる季節となりました。皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今年4月から、小林幹雄弁護士が東京事務所常勤となりました。同弁護士は2年間の中国留学を終え、一昨年帰国し、中国渉外法務について皆様方のニーズにお応えしてまいりましたが、東京における陣容を拡充するために、上記のように対応させていただきました。大阪事務所と東京事務所は、テレビ会議、内線通話もできる設備を備えておりますので、これからも一体的にご活用いただければ幸いです。

新しく、田口健司弁護士が入所しました。同君は司法修習所第59期の新進気鋭の弁護士です。私共同様ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

### 企業の社会的責任(CSR)について

最近、CSR(Corporate Social Responsibility)「企業の社会的責任」に関する論議が盛んになってきています。企業は、社会問題や環境問題に対して適切な対策をとり社会貢献をしながら、業績を伸ばしていく責任があることを意味しています。

企業は、社会の構成員ですから、社会との関係を見無視して存在することができないことはいまでもありませんが、社会に対してどのような貢献をするために存在するのかということ問い直し、自発的に何が出来るかを考え、実践していく必要があるというものです。このような考え方が定着しつつある現代社会では、社会的責任を果たしている企業こそが企業ブランドを高め、取引先や資本市場の評価を得、優秀な人材を確保することに繋がります。逆にこれに対応していない場合には、企業批判を招くだけでなく、企業評価が低下し、取引関係に影響を与えることになりかねません。そういう意味で、企業の社会的責任はこれからの企業戦略の一環として捉えるべき問題になっています。

企業の法令遵守(コンプライアンス)が主張されて久しくなりますが、これからの企業戦略は、法令を遵守するという消極的姿勢だけでなく、戦略として、積極的に企業の社会的責任に取り組む必要があると言えます。



弁護士  
小林 章博  
(こばやし・あきひろ)

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1999年4月最高裁判所司法研修所修了 51期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務  
会社法務、民事法務、  
商事法務、家事相続法務  
務

## 会社法全面適用下の株主総会

弁護士 小林 章博

### 第1 はじめに

すでに会社法は平成18年5月1日に施行されていることから、例えば3月決算の会社であれば一般的には平成18年6月に会社法施行後最初の定時株主総会を開催していることとなります。しかし、会社法施行日前に到来した決算期の計算書類等の作成、監査及び承認の方法については旧法に従うものとされていました(整備法99条)、また定時株主総会の運営に関する規律についても、会社法施行日前に株主総会の招集を決定していれば旧法の適用を受けることができる等とされていたため、結局のところ、平成18年6月の定時株主総会については多くの会社が旧商法に基づいた株主総会の運営を行ったところです。

従って、昨年会社法が施行されたとはいえ、会社法の全面的な適用を受ける株主総会は今年からスタート<sup>1</sup>することとなります。以下、株主総会の開催が近づいた現時点で留意すべき点についてご説明いたします。

### 第2 招集に際して決定すべき事項が修正されています。

定時株主総会の招集にあたっては、株主総会の日時及び場所、会議の目的事項などを取締役会で決議する必要があります<sup>2</sup>。そのみならず、例えば、定時株主総会の開催日が前年の開催日と著しく離れた日とする場合にはその決定理由、いわゆる集中日とすることについて特に理由がある場合にはその決定理由を決議しなければならない等、会社法では取締役会で決議しなければならない事項の見直しが行われています<sup>3</sup>。株主総会招集にあたって決議すべき事項を取締役会で決議していなかった場合、定時株主総会の招集手続に瑕疵があったとして株主総会決議の取消事由<sup>4</sup>になりかねませんので注意が必要です。

### 第3 事業報告に記載すべき事項が大幅に増えています。

定時株主総会には、事業報告を提出し、取締役はその内容を報告しなければなりません<sup>5</sup>。事業報告は、旧商法下で営業報告書と呼ばれていたものに相当し、いずれも各事業年度に係る株式会社の状況に関する

重要な事項を記載して株主に情報提供をするという基本コンセプトでは共通していますが、会社法ではこの株主への情報提供という点がさらに重要視され事業報告に記載すべき事項が大幅に拡充されています<sup>6</sup>。

たとえば、昨今様々な場面でその重要性が叫ばれているいわゆる内部統制システムの決議内容の概要を記載しなければなりません。また、社外役員が、業務執行者から独立した立場で監督に当たるといふ機能を果しうる知識、能力、経験等を有するかどうかを株主が判断するための情報を提供するという趣旨から、社外役員の兼任状況、活動状況、不正行為等に対する対応等非常に多岐にわたる事項の開示が求められています。さらに、いわゆる買収防衛策等についても株式会社の支配に関する基本方針<sup>7</sup>として開示する必要があります。

これら新たな記載事項について、法は例えば内部統制システムや役員の報酬の決定方針については「内容の概要」<sup>8</sup>の記載を要求し、また社外役員に関する開示事項にあたっては「重要でないものを除く」<sup>9</sup>と規定したりしており、初めてこれらの事項を実際に事業報告に記載しようとする、何をどこまで記載すべきなのかの判断に迷う場面が多々あるかと思えます。すでに全国株懇連合会<sup>10</sup>や日本経済団体連合会<sup>11</sup>等から公表されているモデルが参考になりますが、最終的には、株主に対して株式会社の状況に関して適切な情報提供をするという視点を十分ふまえて各社で記載の有無についてご判断いただくこととなります。その際、いずれの判断をされたとしてもその判断の理由を株主に対して明確に説明できるようにしておくことが大切です<sup>12</sup>。

以上のとおり、基本的に事業報告への記載事項が拡充されていますが、従来の営業報告書にあった会計に関する部分についてはすべて計算書類及びその附属明細書の内容へと移動され、事業報告には会計に関する部分が存在しません。このため、事業報告は会計監査人の監査対象からはずれ、もっぱら監査役(会)が監査を担当することに改められている点にも留意が必要です。

### 第4 監査日程を再確認する必要があります。

旧商法下では、大会社における計算書類の会計監査人および監査役会への提出時期について「定時株主総会の8週間前」という期限が定められていましたが<sup>13</sup>、この規定は撤廃されました。これにより、期間満了前に監査が終了すれば、手続を前倒しで進めることも可能となります。また、旧商法下では、計算書類を会計監査人および監査役会へ提出するに先立って取締役会の承認が必要でしたが、会社法では監査手続終了後に承認することへと改正されています<sup>14</sup>。これら改正を踏まえ、それぞれの会社の実情により即した監査スケジュールを構築することが求められます。

### 第5 議案に関する注意点

株主総会に付議される議案は多岐にわたりますが、すべての会社が影響を受ける点としては利益処分案が廃止された点が挙げられるでしょう。従来、利益処分案には、一般に配当と役員賞与という二つの要素が含まれていましたが、利益処分案が無くなりましたので、今後は前者については剰余金の処

分議案<sup>15</sup>、後者については役員賞与支給議案という別々の議案を付議する必要があります。もともと、役員賞与が会社法では「報酬等」として報酬と同一の規律とされるにあたり、すでに昨年の株主総会において役員賞与も含めた報酬枠の見直しなど報酬体系自体を根本的に見直された会社も多数ありますので、そのような対応がすでにしている会社については、役員賞与支給議案が不要というケースもあります。

### 第6 まとめ

以上留意点を簡単に述べましたが、はじめての会社法全面適用下の株主総会の準備であり参考となるような前例もなく実務的にはいろいろと悩みが多いものと思われます。しかし、株主総会は自社のことを株主に伝え株主の理解を得るまたとない重要な機会であり、事前の十分な準備と対応をされることで株主の会社経営陣に対する信頼は高まります。株主総会はそのような積極的な場であるということを念頭において、十分な準備をすすめることが肝要です。

- 1 事業報告の記載事項に関する経過措置等もありますので(会社法施行規則附則6条)、基本的には平成19年2月決算会社から会社法の全面的適用を受けることとなります。
- 2 取締役会設置会社の場合(会社法298条4項)
- 3 会社法298条1項各号、会社法施行規則63条
- 4 会社法830条1項1号
- 5 会社法438条1項3項
- 6 会社法施行規則118条～128条。
- 7 買収防衛策のみが開示事項とされているのではなく、株式を上場していることの意義、中長期的な視点も踏まえた会社の経営方針等の具体的な取り組みや支配のあり方に係る背景的事情をも勘案した基本方針を作成し、それを開示すべきとされています。
- 8 会社法施行規則118条2号、同121条5号等
- 9 会社法施行規則124条1号、同2号、同3号等
- 10 「事業報告モデルおよび招集通知モデル、株主総会参考書類モデル、決議通知モデルの制定について」(2006年8月25日、全国株懇連合会)
- 11 「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」(2007年2月9日、日本経済団体連合会)
- 12 事業報告の内容は定時株主総会に報告事項であり(会社法438条3項)、その内容については取締役等の説明義務があります(会社法314条)。
- 13 旧商法特例法12条
- 14 会社法下でも従来と同様に会計監査人および監査役会へ提出するに先立って取締役会の承認を得ること自体は問題ありませんが、その場合でも監査手続終了後の取締役会の承認は必要です。
- 15 剰余金の処分として役員賞与を支払うことはできません。



弁護士  
岩城 本臣  
(いわき・もとみ)

出身大学  
早稲田大学大学院民法  
(篠塚研究室) 研究生修了

経歴  
(昭和51年)大阪弁護士会  
登録  
中央総合法律事務所入所

役職歴  
(平成10年度)  
大阪弁護士会副会長  
(平成15年度)  
日本弁護士連合会編集委員  
会委員長  
(平成18年度)  
大阪弁護士会研修センター  
運営委員会委員長  
(現在)  
日弁連常務理事  
荒川化学工業(株) 社外監査役  
大同生命保険(株) 社外取締役  
奥村組土木興業(株) 社外監査役  
清算組合朝銀近畿信用組合清算人

取扱業務  
民事法務、不動産法務、  
商事法務、会社法務、  
民暴対策法務、税務法務、  
家事相続法務

著書他  
共著  
『不動産トラブル解決法』  
『不動産売買の法律問答』  
編著  
『企業環境権訴訟の軌跡』  
監修  
『土地利用制度はこう変わった』  
(以上清文社)

共編  
『事業承継・相続の実務と対策』  
『借地・借家課税の実務と対策』  
『営業譲渡・会社分割・株式譲渡・  
合併・更生・再生・清算』  
(以上第一法規)

法律監修  
『遺産相続』(東映映画)

出版の  
ご案内

## 『倒産処理』 実務ハンドブック

(中央経済社刊 定価9,000円 A5版 950頁)

編集代表: 永石 一郎  
編者: 岩城 本臣  
腰塚 和男  
小林 信明

### 「新しい視点」

私は、平成12年(2000年)、近畿2府4県に支店を置く、朝鮮総連から強く影響を受けていた朝銀近畿信用組合(本店 神戸市長田区)の金融整理管財人に就任し、平成16年(2004年)8月の事業譲渡を終えるまでその任にあり、現在は清算人として清算業務に当たっています。この間、破綻案件に種々の立場で関与している弁護士と交渉し、また、交渉を通じ他の弁護士と依頼者の係わり合い方を見聞しました。

破綻処理を法に基づいて適正に行うことはもとより当然ですが、経営破綻をしたことにより多数の債権者に多大の損害を与えたという点においては、経営者はその経営責任が厳しく求められなければならない。

破綻者が金融機関の場合その経営者は、預金者保護のために公的資金の援助を受けるとはいえ、厳しく民事責任、場合によっては刑事責任を求められます。私の場合も、朝9時から20時間余りに亘る強制捜索を受け立会いしました。経営者は逮捕起訴され、また損害賠償をも求められました。誠に厳しいものでした。

他方、何らの責任も問われない経営者のみならず、責任問題に対する視点を持ち合わせていない弁護士を散見しました。

法は手段にしかすぎず、弁護士として様々な立場・状況を踏まえ、まさに弁護士法1条に基づく社会正義実現を心掛けなければならないにもかかわらず、一方の立場に偏りすぎた活動をする弁護士が少なからずいました。

また、従業員は、破綻企業に大きな利害関係を有しているにも係わらず、破綻処理手続においては経営者と一般債権者には目が行くものの、働く場を奪われる従業員に対する認識・意識が低いのではないかと、気になるところがありました。

弁護士 岩城 本臣

本書編集代表者の永石一郎弁護士は特に倒産法で著名な方で、研修所の教官、一橋大学ロースクール教授、その他で活躍されている方です。たまたま日弁連『自由と正義』編集委員長をされているとき、私は副委員長として一緒に編集に加わっていました。

「倒産事件と弁護士の関わりについて」話をする機会が度々あり、私の方から日常抱えていた種々の疑問点を提起していましたところ、今回の企画について私にもお声掛けがあり、本出版に至ったものです。

尚、大阪弁護士会の先生方にかような視点からご協力を頂き、「整理回収機構における企業再生」については高橋典明、「会社役員責任」については亀井正義、近藤剛史、松井俊輔、「弁護士倫理」については安木健、「労働関係」については山田長伸、村野譲二、の各弁護士に執筆して頂いた次第です。

類書は多数ありますが、このような“新しい視点”を明確に持ったうえで編集されたものは初めてではないかと思えます。皆様のご参考になれば幸いです。





弁護士

小林 幹雄

(こばやし・みきお)

出身大学  
立命館大学文学部  
経歴  
2000年10月最高裁判所  
司法研修所修了 53期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)  
2003年9月-2005年7月  
中華人民共和国復旦大学  
留学(語学研修生・大学院聴  
講生)  
2006年9月  
関西大学法科大学院  
非常勤講師(中国法)

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、  
中国ビジネス法務

著書・論文  
『中国における外商投資企  
業の労働管理』(「NBL」  
No.828 2006年3月号)、  
『会社の「分支機構」が締結  
した仲裁合意に関する決定  
例2件』(「CIETAC 仲裁事  
例研究」JCAジャーナル  
2006年2月号)、  
JCAジャーナル、国際商事  
法務に仲裁事例、裁判例解  
説記事を複数執筆。

## 東京事務所における勤務開始にあたって

知財部 / 中国ビジネス法務担当  
弁護士 小林 幹雄

当職は、約2年間の中国留学を経て2005年7月から弊所大阪事務所にて勤務していましたが、今般、同東京事務所での勤務を開始することになりました。これまで、大阪事務所でお世話になった皆様には深く感謝しております。東京事務所でも引き続き良質なリーガルサービスをご提供させて頂く所存です。

さて、東京事務所では、日常的な業務はもちろんのこと、当職の専門分野である中国ビジネス法務分野により一層力をいれていきます。大阪事務所勤務中においても、中国における現地法人の設立や各種取引契約の作成・検討、知的財産権を含む現地法律問題についてのアドバイスなど、これまでに多くの業務を取り扱ってきました。東京事務所においてもこれらの経験を糧に、より多くの問題の解決に取り組んでいく所存です。

また、情報の集積地としての東京の利点、及びこれまで構築した中国現地のネットワークを活用し、東京事務所では、皆様への最新情報のご提供にも努めて参ります。特に中国ビジネス法務分野は、毎日のように施行される新法規や新しい運用が特徴です。近時では、中国「物権法」や「企業所得税法」など、中国に進出する日本企業にも大きな影響を与える各種の新法が制定されました。また、労働法分野や特許法分野においても新法の制定や現行法の改正が進められています。このように、中国では、急速かつ劇的に、ビジネスに密接に関連する法律環境が変化しています。かかる状況に即応するためには、一刻も早く最新の情報をフォローすることが必要になります。弊所ではこれまでセミナーやニュースレターの発行により実務的な法律情報のご紹介等を行って参りましたが、今後、これらにより一層充実する予定ですので、ご期待ください。

今後とも、中国ビジネスに関するご相談をはじめとして、各種ご相談がごありの際は、是非お気軽にご連絡ください。

## 新入所 弁護士 ご挨拶



弁護士

田口 健司

(たぐち・けんじ)

出身大学  
神戸大学法学部  
大阪大学大学院法学研究科

経歴  
2007年1月  
最高裁判所司法研修所修了(59期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律事務所入所

この度、司法修習を終え、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。

弁護士に求められている役割が多様化・高度化する中、当事務所で執務する責任の重さに身の引きしまる思いです。

いまだ未熟な身ではございますが、日々研鑽に努めるとともに、諸先輩方からできるだけ多くのことを吸収し、依頼者の方々に適切なリーガルサービスを提供できるよう精進していく所存です。

なにとぞ、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



弁護士  
 米国ニューヨーク州弁護士  
**中務 尚子**  
 (なかつかさ・なおこ)

出身大学  
 京都大学法学部  
 米国ノースウエスタン大学  
 ロースクール(LL.M)

経歴  
 1994年4月最高裁判所司  
 法研修所修了(46期)  
 大阪弁護士会登録  
 中央総合法律事務所入所  
 2005年5月米国ノースウ  
 エスタン大学ロースクール  
 卒業  
 2005年8月  
 Leydig, Voit & Mayer  
 法律事務所勤務  
 2006年4月  
 ニューヨーク州弁護士登録

取扱業務  
 民事法務、商事法務、  
 会社法務、知的所有権、  
 家事相続法務

## シカゴ文化事情あれこれ(留学報告記2)

弁護士 中務 尚子

### (1) 野外コンサート

勤務先の法律事務所Leydig, Voit & Mayerは、シカゴ川の近く、プルデンシャルプラザビルという、美しい鉛筆の先のような形をしたビルに入っていました。オフィスは48階から50階までを占めています。このビルから通りを隔てたところに、グランドパークという広大な公園があります。敷地の一部に、野外コンサート場が常設されており、毎年、気候がよくなる初夏から、主としてグランドパークオーケストラによるクラシック、ジャズ、あるいはブルース等のコンサートが開催されます。オーケストラとバレエの競演、タンゴ、ラテン音楽なども組み入れられ、幅広い聴衆が楽しめるよう、演目が工夫されていました。シカゴで開催されるこれらのコンサートはすべて無料なので、夕刻からの開催時間が近づくと、毛布や思い思いの食べ物を持った人々が集まってきて、芝生に寝転がったりしながら音楽に聞き入っています。会場も音響設備もすばらしく、戸外で聞く音楽は格別なものがありました。

私は、このグランドパークオーケストラが、ほぼ毎日昼休みどきにリハーサルをすることを耳にし、数名のメンバーと誘いあわせ、良さそうな演目を事前にチェックし、昼ご飯持参でてくてくと会場まで歩いていきました。シカゴの気候はほぼ北海道に近いので、心地よい風を受けながら、しばしその日の音楽に聞き入るのです。首席指揮者はなかなか格好よいね、などと話しながら、何ともシカゴらしいなと感じた時間でした。

### (2) 養子縁組

子供の学校でも、シカゴの街中でも、金髪の白人の母親がアジア人の子供を連れた姿を見かけることが日常的にありました。今、アメリカで養子を望む場合に、中国人の女の子を迎えることが、ブームという語弊がありますが、多いのです。

日本では、養子という何か特別なイメージが付きまとい、独特の湿った感情論があるように思います。この点、アメリカ人は、あっけらかんとしたものです。芸能人を見ても、ニコール・キッドマンとトム・クルーズが二人の子供を養子に迎えていましたし、アンジェリーナ・ジョリーがカンボジア人の男の子と、どこでしたかアフリカから女の子を養子にしましたよね。

私がロースクールに在学していたころ、LLM生の授業を受け持つ女性教授があり、彼女とご主人も、中国人の女の子を養子にしておられました。私たち留学生はJulieというまだ3歳のかわいらしい女の子をパーティーで紹介されていました。卒業が近づいたころ、彼女から全員にメールが届き、「私と夫は、養親としての審査に再び合格しました! Julieの妹として、中国から女の子の赤ちゃんを養子に迎えます!」とありました。しばらくすると、彼女と夫は中国に赤ん坊を迎えに行き、

数日後、その赤ちゃんを紹介する写真がまた全員に届いたのです。このように、養子縁組は実にハッピーなすばらしいこととしてとらえられています。また、実子が何人もいるうえで、中国人の女の子を養子に迎えている家庭も多いので、発想が日本人とは違うなと感じます。金髪碧眼のお兄ちゃん、お姉ちゃんに、明らかにアジア人の妹ができるのです。ただ、この点は、種々の人種が混在して生活するアメリカならではの背景があるかもしれません。

ところで、なぜ養子に中国人の女の子が多いのかは、中国の一人っ子政策、そのなかでも農村地帯での男の子優先傾向が背景にあるようです。

### (3) アイルランドのお祭り

シカゴは、異なった文化的背景を持つさまざまな人種が暮らす街であり、そのなかでも全米で最もアイルランド移民が多い街と言われています。3月には毎年、アイルランドのお祭りである、セントパトリックステイが開催されます。アイルランドを象徴する色、緑が街中にあふれ、スーパーには、緑色のケーキが売られ、シカゴの中心を流れるシカゴ川がぎょっとするような真緑色に染まります。この緑色のシカゴ川ですが、日本人の私には、大量のバスクリンを投入したかのように見えました。マスコットボーイは、レプリカンという妖精。妖精というと聞こえはいいですが、身長1メートル足らずの爺さんです。この爺さん、性格が悪いらしいのですが、金貨のありがたさを知っており、幸福をもたらしてくれるとか。

### (4) 武道

空手、柔道、合気道の日本武道、また、韓国のテッコンドウなどが人気でした。ついでながら、忍者が地元日本をはるかに上回る勢いでポピュラーでした。ある朝、事務所のナンシーという若い女性弁護士が、「私は、以前にミシガン大学に在籍していたとき、日本の“ニンジュツ”を習っていたの。続けたいので、この辺りで道場を探しているのだけれど。」と言ってきました。“ニンジュツ”とは忍術のことでした。冗談か?と思ったのですが、至極真剣な面持ちだったため、急いで笑いを押しこらし、相談にのりました。忍びの技として、密かに伝来し、密かに広がっていたのでしょうか。手裏剣を投げる技でも習っていたのかと不思議に思い、インターネットで調べてみたところ、古武道としての位置づけであり、道場も一応あるようです。



## 裁判エッセイ 21 谷崎潤一郎の「転勤」

弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部

経歴  
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

前  
日本調停協会連合会副理事長  
近畿調停協会連合会会長  
大阪民事調停協会会長

現在  
財団法人国際民事法センター理事

取扱業務  
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

谷崎潤一郎の居宅であった京都下鴨の潺湲(せんかん)亭が公開されることになり、希望者を募ったところ、すごい人気で、90倍もの応募があったということです。

潺湲亭は下鴨神社境内のすぐ東にあって、谷崎が昭和24年から昭和28年まで暮らしたところです。谷崎は下鴨の潺湲亭以前には南禅寺の近くに住んでいて、その建物も潺湲亭と名付けていましたので、それを「さきの潺湲亭」、下鴨のそれを「のちの潺湲亭」と呼びます。「潺湲」は水がさらさら流れる様をいう言葉で、双方とも「潺湲たる小川」の近くにありますが、この名が付けられたのでしよう。

「のちの潺湲亭」は、京都の裕福な人が建てた建物を買ったものです。母屋と茶室、庭の奥に書斎棟があり、母屋の座敷正面に池が広がっています。庭は非常に広いというわけではありませんが、回遊式になっていて、樹種が多く花は四季折々に咲くようになっています。町の中ですが深山の趣を醸し出しています。京都の電機会社が谷崎からそのまま保存するという約束で買い受け、維持しているのです。

ここで谷崎は、源氏物語の新訳をしました。戦時中にした旧訳は、父桐壺帝の女御である藤壺と光源氏との不倫のことなどで時節柄はばかりがあり、思うように訳せなかった不満があったから、改訳することにしたのです。その訳業風景や潺湲亭の様子は、新訳の助手をした伊吹和子の「われよりほかに」(講談社)に詳しく出ています。

谷崎は、大正12年の関東大震災を契機として関西に移住し、主として阪神間に住むようになりました。阪神間でも何回か転宅していますが、昭和21年さきの潺湲亭に転宅して京都に住むようになり、のちの潺湲亭を経て、熱海の伊豆山に転宅し、そこが終のすみかになりました。

谷崎は、関西に移住してその文化や伝統に親しみ、また大阪船場の御寮人であった松子夫人に出会って結婚したことで、深く上方文化に親昵することになりました。そういう素地の上で現代の源氏物語といわれる名作「細雪」を書いたのです。

源氏物語は平安時代に京都の人が書いた京都の物語で、基本的には京言葉で構成されているはずですから、訳にあたって上方のアクセントやイントネーションが分かっている方がよりスムーズにいけます。源氏物語の現代語訳は沢山ありますが、現在の京言葉で訳したものもある位です。私は原文の音読も京風にする方が雰囲気をおよよく味わえると思っています。訳業助手の伊吹和子は京都の由緒ある呉服店の息女だそうですから、京言葉はお手もものだったことでしょう。谷崎が下鴨神社近くの潺湲亭でこの訳業にいらした背景には、こんな事情があるのかも知れません。

この谷崎の転宅の多さは、どうやら創作とも関係しているように感じられますが、作家の仕事場は自宅ですから、谷崎は自ら求めて「転勤」していたということができると思います。

以前には、志賀直哉が東京近郊以外では尾道、松江、京都、奈良に住んだことがあるように、作家が遠くへ転宅する例があったのですが、最近はどうしたことがまずありません。現在は作家が一家を挙げて転宅することは難しくなっているようです。このことは作品の幅を広げることの妨げになっているのではないのでしょうか。印税が主な収入源であり、それは全て捕捉されてしまう現在の作家としては、転宅を必要経費として認められない限り、谷崎のような豪華な転宅を重ねることは難しいでしょう。安アパートを転々とするような転宅では、創作の糧にはならないと思います。東京に出版社や編集者が集中して離れにくいという事情もあるのでしょう。

しかし小川洋子は、夫の転勤で阪神間の芦屋に住むようになり、そこで「博士の愛した数式」(読売文学賞)「ブラフマンの埋葬」(泉鏡花文学賞)「ミーナの行進」(谷崎賞)のような名品を書きました。芦屋への転宅がなかったら、こうした名品は日の目を見なかったらと思うと、小川洋子の「転勤」はまことに歓迎すべきことだといえるのです。

よい仕事を続けており、今世界的にも注目されている村上春樹は、創作の合間にいつも外国で長期の滞在をしているようですから、これも自発的な「転勤」を続けて創作の泉を枯らさないようにしている例といえるでしょう。

かのモーツァルトにしても、年少時から数々の大旅行(それはほとんど転勤的でした)がモーツァルトの天才に知識、深み、彩り、輝きを与え、磨きをかけたのです。

裁判官も転勤します。その目的は、全国の司法サービスを均質にすることにあります。副次的には裁判官が各地の多様な土地柄、人、文化や多くの先輩、同僚、後輩に触れる機会を与えており、裁判官の素地を豊かにする上で重要な働きをしています。

この転勤は他律的ですが、裁判官側で、谷崎の自発的「転勤」と同じようなものに転化昇華できると、一層効果があることでしょう。

菅原道真も若いころ讃岐守に「左遷」されて赴任していますが、天才と学識に加え地方政治の実務を経験したことが、彼を大きく成長させ、京都に戻されるや実力を発揮したのです。(京都だけにいる藤原氏はとても太刀打ちができず、道真は藤原氏をおびやかすまでになったので、危険視されて讒言され、太宰府へ「左遷」されてしまうことにはなりましたが)

源氏物語を書いた紫式部は娘のころ、中流貴族であった父が越前守になった際に任地に同行しているのですが(普通、娘は行かなかったようです)、そのときの見聞、経験が、京都の屋敷深くに住み続けるだけであった貴族の女性には得難いものだったようで、そうした素地が源氏物語を生む背景になっているのです(そのほかには、パトロンの立場にあった藤原道長の教導、バックアップが重要です)。あのようにならぬ世界最初の小説を、屋敷奥深く住むだけの貴族の女性が頭だけでひねり出すのは、いくら天才でも不可能であると分かり、さもありなんと納得できるのです。



税理士  
**岡山 栄雄**  
(おかやま・えいお)

出身学校  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

出身地  
高知県四万十市

主な経歴  
大阪国税局 総務部  
企画課長  
大阪国税局 査察部  
管理課長  
大阪国税局 査察部  
次長  
国税不服審判所 審理部  
副審判官  
福知山税務署 署長  
南 税務署 署長

事務所  
大阪市北区西天満2丁目  
10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 「減価償却制度の見直し」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

平成19年度の税制改正によって、企業の国際競争力の強化を図るため、税負担を軽減し設備投資を促進する方策として、「減価償却制度の見直し」が行われました。

「減価償却」とは、機械設備や建物など、年数を経過するに従って徐々に価値が減価する資産について、複数年かけて費用として計上し、税法上の所得計算において損金とする仕組みです。減価償却の期間は、資産の種類ごとに財務省令によって「法定耐用年数」が決められています。償却方法は毎年一定額を均等に償却する「定額法」か、毎年一定割合を償却していく「定率法」を選ぶことができます。

法定耐用年数5年の機械を100万円で購入し、定額法で減価償却する場合、耐用年数を経過した時点の「残存価額」は10%と決まっています。この残存価額を差し引いた残りの90万円を5年間で均等に償却すると、1年間に費用として計上できる「減価償却費」は18万円となります。この機械の帳簿上の価値は毎年18万円ずつ減っていきます。耐用年数を超えた後、残存価額から更に経費として計上できる「償却可能限度額」は購入価額の95%となっています。

欧米の主要国や韓国では、償却可能限度額が100%となっており、設備投資の全額を経費に計上できます。欧米では、企業の国際競争力を高めると同時に自国への直接投資

を促すため、1980年代から90年代にかけてこの制度に変更されました。一方、我が国では64年に現在の制度が作られてから全面的な見直しはなく、企業を取り巻く環境の変化に十分対応できていませんでした。また我が国の法定耐用年数は欧米に比べて長いケースが多く、特に技術革新の激しい生産設備の耐用年数が実態にそぐわなくなっていました。

この度の税制改正によって、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、残存価額(10%)が廃止され、法定耐用年数の経過時点で取得価額の全額(100%)まで償却(備忘価額を除く)することができます。この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数となります(250%定率法)。また、償却可能限度額(取得価額の95%)が撤廃され、耐用年数の経過時点で備忘価額(1円)まで償却できます。その他、フラットパネルの製造設備など技術革新の激しい製造設備の法定耐用年数が見直されました。

法人税で損金の額に算入できる金額は、法人が償却費として損金経理をした金額のうち償却限度額に達するまでの金額とされています(任意償却)。所得税では、規定の減価償却費の額に満たない金額を減価償却費としても、その満たない部分についても減価償却されたものとされます(強制償却)。また、消費税の課税仕入れは、その課税仕入れを行った日に属する課税期間において控除することになっています。減価償却費は課税仕入れには該当しません。

### 主要国の減価償却制度

	日本	米国	ドイツ	フランス	韓国
償却可能限度額	95%	100%	100%	100%	100%
残存価額	10%	なし	なし	なし	5%(注)
法定耐用年数	建物(鉄筋コンクリート造)	20~50年	27.5年 又は 39年	定額法 (3%) 償却	通常一般に 使用される 期間
	機械装置	2~25年	3~20年	3~33年	

(注) 定率法を選択した場合は、残存価額を5%として償却する(残存価額は耐用年数経過の翌年に償却できる)。

大阪事務所



弁護士法人

**中央総合法律事務所**

<http://www.clo.jp>

大阪事務所  
〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所  
〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階  
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



### 所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 小林 幹雄
弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹	弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登
弁護士 福栄 泰三	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 加来 武宜	弁護士 田口 健司	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 旦	法務第二部長 寺本 栄
法務第二部長 角口 猛						